

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日(金)
午後2時00分から午後4時00分まで

2. 開催場所 今治市民会館2階大会議室

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 24名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 20名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也
【8番】益田 志郎	【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄
【11番】越智 信彦	【12番】桑田 誠	【13番】青木 久子
【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	【18番】岡田 勝利
【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣	【21番】藤原 清久
【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠	

欠席委員数 4名

【3番】八木 良太	【24番】近松 安文	【16番】渡部 正義	【17番】村上 晋太郎
-----------	------------	------------	-------------

4. 農地利用最適化推進委員の定数及び出欠等

定数 20名(現に在任する委員 18名)

出席委員数 10名

5 新延 亮治	6 秋山 哲朗
9 清水 重鬼	10 山本 順造
13 新居田 光夫	

4 森 茂

17 阿部 司 18 越智 敬三 19 藤原 善男 20 越智 卓雄
欠席委員数 8 名

3 田窪 正安 7 長岡 達也 8 岡本 賢治 11 八木 義幸
12 片上 卓司 14 寺尾 秀志 15 田窪 豊弘 16 藤本 博

5. 議事に関与する職員

局 長 砂 田 征 典
次 長 新 居 田 伸 一 郎
次 長 森 本 猛
係 長 芝 田 裕 治
主 事 松 原 圭
主 事 八 木 悠 斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第7号

農地法第2条第1項の「農地」の判断について（受付番号1～13）

議案第8号

農地法第3条の規定による許可申請について（受付番号1～10）

議案第9号

農地法第5条の規定による許可申請について（受付番号1～16）

議案第10号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号1～2）

報告第6号

農地法第3条の3の規定による届出について（受付番号1～14）

報告第7号

農地法第4条第1項第7号の規定による届出について（受付番号1）

報告第8号

農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（受付番号1～9）

報告第9号

農地法第18条第6項の規定による通知について（受付番号1～3）

【年次総会関係議案】

議案第 11 号

令和 6 年度農業委員会事業報告

議案第 12 号

令和 6 年度農業委員会決算報告

議案第 13 号

令和 7 年度農業委員事業計画（案）

報告第 10 号

令和 7 年度農業委員会予算について

6. 議事録

事務局	<p>定刻が参りましたので、ただ今から「令和7年度 年次総会」を始めさせていただきます。</p> <p>私は、本日の進行役を務めさせていただきます、今治市農業委員会事務局次長の新居田でございます。ご協力の程、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の出席委員数は、農業委員 20 名、農地利用最適化推進委員 10 名でありますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、農業委員数の過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、本会を招集いたしました桑田会長より挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>令和7年度第2回今治市農業委員会総会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、ご参集頂きまして、ありがとうございます。</p> <p>また、お忙しい中、徳永市長さんにもご臨席を賜り感謝申し上げます。</p> <p>さて、今治の農業は、高齢化、過疎化に加え鳥獣被害など多くの課題を抱えております。</p> <p>このような中、農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、日頃より遊休農地の解消、新規参入の促進、農地の集積などにご協力いただいていることに対しましてこの場を借りてお礼申し上げます。</p> <p>本日は、月例の農地法関連議案の審議の後、昨年度の事業結果の報告、本年度の事業計画などの議案について審議いたします。スムーズな議事進行ができますよう、ご審議をよろしくお願い致します。</p> <p>簡単ではありますが、挨拶といたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。続きまして、本日ご臨席いただきました、ご来賓の方より、ご祝辞を賜りたいと存じます。</p> <p>今治市長 徳永 繁樹 様 よろしくようお願いいたします。</p>
来賓	<p>— 市長 挨拶 —</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>今治市長は、他の公務のため、ここでご退席されます。大変お忙しい中ご臨席を賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>(来賓 市長 退席)</p>

議長

それでは、これより会議に入ります。総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により、会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。桑田会長は、議長席にご移動ください。

それでは、ただ今から「令和7年度 年次総会」を開会いたします。事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願ひいたします。まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。今回は、議事録署名人に【13番】青木 久子委員、【2番】渡邊 節夫委員の両委員を私から指名させていただきます。

議長

それでは、議案の審議に入ります。
議案第7号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
議案第7号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。

[受付番号1]

申請地は桜井にある農地1筆で、登記地目は田、面積は327㎡でございます。

[受付番号2]

申請地は孫兵衛作にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は396㎡でございます。

[受付番号3]

申請地は登畑にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は968㎡でございます。

[受付番号4]

申請地は朝倉上にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計1,598㎡でございます。

[受付番号5]

申請地は朝倉上にある農地3筆で、登記地目は畑、面積は合計1,071㎡でございます。

[受付番号6]

申請地は玉川町畑寺にある農地1筆で、登記地目は田、面積は1,514㎡でございます。

[受付番号7]

申請地は大西町山之内にある農地4筆で、登記地目は畑、面積は合計9,093㎡でございます。

[受付番号8]

申請地は菊間町西山にある農地 4 筆で、登記地目は畑、面積は合計 9,889 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は吉海町仁江にある農地 3 筆で、登記地目は畑、面積は合計 663 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は宮窪町友浦にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 1,880 m²でございます。

[受付番号 11]

申請地は上浦町盛にある農地 3 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 1,613 m²でございます。

[受付番号 12]

申請地は大三島町口総にある農地 12 筆で、登記地目は畑、面積は合計 6,825 m²でございます。

[受付番号 13]

申請地は大三島町宗方にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 563 m²でございます。

続きまして、議案書 1 ページから 3 ページの合計は、13 件、42 筆、面積 36,400 m²となっております。地元委員さん 1～4 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 （異議なし）

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長

続きまして、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書4ページをお開きください。議案第8号は、農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号1]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は1筆で、地目は田、面積は111㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、特定遺贈による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は30㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号3]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計636.75㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号4]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は7筆で、地目はいずれも田、面積は合計2,666㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号5]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は386㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号6]

譲受人は〇〇才の公務員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は629㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号7]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は8筆で、地目は田および畑、面積は合計6,830㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買に

よる所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目は田、面積は合計1,122㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才、申請地は1筆で、地目は畑、面積は82㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の無職の者、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計1,071㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから20ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

新居田委員 受付番号 3 の案件について意見があります。今回、申請された農地は令和 6 年 11 月に農地法第 3 条による所有権移転が許可されたばかりです。許可から半年という短期間ででの売買について、事務局はどう考えていますか。

事務局 短期間で農地を売買することについて、以前は 3 年 3 作という、農地を購入した場合、3 年間は農地を売却できないというルールが慣例的にありました。しかし、農地法には第 3 条の許可を受けた後、売却するまでの期間に定めはありません。譲受人は農地法第 3 条許可の要件を満たしており、許可はやむを得ないと考えております。

新居田委員 事務局の考えは分かりました。しかし、許可することに関しては、地域での審議が不十分であると考えています。

岡林委員 地域の農地に関する案件については、その地域の委員や推進委員がしっかり審議したうえで決定すべきです。再度、地域の委員会で審議して、総会に諮るべきでしょう。

議長 岡林委員のおっしゃるように、受付番号 3 の案件については、地域の委員会に差し戻すべきであると思いますが、このことについてご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 そのほかの案件について、許可することにご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、受付番号 3 の案件は地域の委員会に差し戻し、それ以外の案件につきましては許可することといたします。

議長 続きまして、議案第 9 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 9 号について、ご説明いたします。議案書 6 ページをお開きください。

[受付番号 1]

譲受人は太陽光発電施設の設置や売電事業等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、

申請地は近見地区石井町の1筆で、地目は畑、転用面積は740㎡でございます。この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は売電事業の規模拡大にあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を設置しようするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号2]

譲受人は会社員1名、譲渡人は会社員1名、申請地は乃万地区阿方の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計498㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も増え手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年12月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は太陽光発電施設の設置や売電事業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、会社員1名、申請地は波止浜地区柚田の3筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,491㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備

するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は売電事業の規模拡大にあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は立花地区八町東の1筆で、地目は田、面積は413㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が農家住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由である集落接続に該当していることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在実家住まいですが、子供も増え手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を使用貸借し、農家住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年10月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は太陽光発電施設の設置や売電事業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は桜井地区桜井の2筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計2,482㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は売電事業の規模拡大にあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年

11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は地域密着型通所介護事業を営む法人、譲渡人は農業者の夫婦2名、申請地は富田地区高市の1筆で、地目は田、面積は1,192㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が社会福祉施設を建築するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由である集落接続に該当していることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は地域密着型通所介護事業の規模拡大のため、譲渡人から申請地を購入し、社会福祉施設を建築しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年12月27日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は会社員1名、譲渡人は農業者1名、申請地は富田地区喜田村の1筆で、地目は田、転用面積は488㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号8]

譲受人は太陽光発電施設の設置や売電事業等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は清水地区新谷の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,051㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種

農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は売電事業の規模拡大にあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号9]

譲受人は会社員1名、譲渡人は無職の者1名、申請地は清水地区新谷の1筆で、地目は田、面積は330㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地であるため、第1種農地と判断されますが、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、第1種農地の例外許可事由である集落接続に該当していることから、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は現在実家住まいですが、子供も増え手狭で不便になったことから、譲渡人から申請地を購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和8年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号10]

譲受人は太陽光発電施設の設置や売電事業等を営む法人、譲渡人は農業者兼会社員1名、申請地は菊間地区池原の1筆で、地目は田、転用面積は700㎡でございます。

この申請地は非線引用途地域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

事業計画につきましては、譲受人は売電事業の規模拡大にあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 11]

譲受人は不動産賃貸業等を営む法人、譲渡人は無職の者2名、申請地は菊間地区浜の3筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,050㎡でございます。

この申請地は非線引用途地域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場及び貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、申請地付近で鉄工業を営む会社から不足する駐車場及び資材置場を確保し借り受けたいとの依頼を受けたことから、譲渡人から申請地を購入し、貸露天駐車場及び貸露天資材置場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年8月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 12]

譲受人は太陽光発電施設の設置や売電事業等を営む法人、譲渡人は農業者3名、申請地は菊間地区浜の3筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,784㎡でございます。

この申請地は非線引用途地域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は売電事業の規模拡大にあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年4月15日で、許可日から令和7年11月30日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 13]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区浜の 1 筆で、地目は田、転用面積は 499 m²でございます。

この申請地は非線引用途地域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 4 月 15 日で、許可日から令和 7 年 12 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 14]

譲受人は介護事業等を営む法人、譲渡人は農業者 1 名、申請地は菊間地区浜の 1 筆で、地目は田、転用面積は 219 m²でございます。

この申請地は非線引用途地域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が貸露天駐車場及び貸露天資材置場を整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は、介護事業等の規模拡大に伴い従業員を雇用するため、新規雇用の従業員用の駐車場が不足することから、譲渡人から申請地を購入し、露天駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 7 年 4 月 15 日で、許可日から令和 7 年 8 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 15]

譲受人は会社員 1 名、譲渡人は農業者 1 名、申請地は伯方地区叶浦の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 324 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る

農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は現在借家住まいですが、子供も成長し手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、自己用住宅を建築しようとするものでございます。

[受付番号 16]

譲受人は無職の者 1 名、譲渡人は会社員 1 名、申請地は大三島地区肥海の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 143 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が自己用住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は家族が増え手狭で不便になったことから、申請地を譲渡人から購入し、居宅の増築及び倉庫を建築し、自己用住宅の敷地拡張をしようとするものでございます。

なお、本件は違反案件ではありますが、第 6 小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

続きまして、手元にお配りしている農地法第 5 条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の 21 ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか

⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか

⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

というところでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、受付番号 4, 6, 9 は、申請地が第 1 種農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 10 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 8 ページをお開きください。
議案第 10 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、転用者が建築する農家住宅に土地を供するため、清水地区中寺の申請地を農用地区域内農地から除外するものでございます。

[受付番号 2]

申請者は、転用者が建築する農家住宅に土地を供するため、清水地区新谷の申請地を農用地区域内農地から除外するものでございます。

なお、本 2 件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく

第2号から第5号までの各要件も満たしております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
報告第6号 農地法第3条の3の規定による届出について
報告第7号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第8号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書9ページから13ページの報告第6号 農地法第3条の3の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は14件の届出がありました。取得事由はすべて相続であり、権利内容はすべて所有権でありました。議案書14ページの報告第7号 農地法第4条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は1件の届出があり、合計面積は514㎡でありました。

議案書15ページの報告第8号 農地法第5条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は8件の届出があり、合計面積は5,609㎡でありました。

報告第7号及び第8号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第6号から第8号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案書16ページの報告第9号は、農地法第18条第6項の通知でございます。

今月は3件の届出があり、合計面積は1,864㎡でありました。反対給付は、すべて「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 以上で農地法関係議案の審議が終了しましたので、ここで暫時、休憩といたします。

事務局 再開は、15時10分とさせていただきます。

事務局 再開1分前になりました。会議を再開いたしますので、お席にお戻りください。この後、年次総会関係議案の審議を行いますので、本日お手元にお配りしておりますA4縦型の今治市農業委員会総会議案書をご用意ください。

議長 それでは、時間が参りましたので、只今より会議を再開します。議案第11号「令和6年度農業委員会事業報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 お手元のA4版縦型の今治市農業委員会総会議案1ページをお開きください。議案第11号 令和6年度農業委員会事業報告

- 1 農業委員会運営状況についてご説明いたします。
 - 1) 委員数、2) 職員数において令和7年4月1日現在の状況を記載しております。
 - 3) 会議開催状況、総会、月例総会12回、役員会2回他記載のとおりでございます。合計86回開催しております。
 - 2ページをお願いします。4) 令和6年度の事務取扱件数です。主なものの地区別数値は4ページに、農地流動化促進事業関係の審議状況については5から6ページに掲載しております。合計2,302件、3,935,663㎡について取り扱を行いました。
 - 2ページ下側になりますが。5) 農業委員活動状況、農地流動化促進活動事業結びつけ活動日数及び農地移動適正化あっせん事業あっせん日数です。
 - 3ページは、6) 会長及び委員の会議出席・出張状況です。
- 7ページをお開きください。3 農業委員会法第6条第1項以外の業務でございます。農地利用集積対策、年金加入促進などを記載しております。
- 8ページには農業者年金の状況を記載しております。
- 9ページをお願いします。「4 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況」です。
 - I 農業委員会の状況（令和6年4月1日現在）を掲載しています。

10 ページをご覧ください。Ⅱ最適化活動の実施状況 1 最適化活動の成果目標 (1)農地の集積 集積目標 900 h a に対し集積実績 958 h a で、達成状況は 108%です。(2)遊休農地の発生防止・解消 草刈り等を行うことにより直ちに耕作可能となる緑区分の農地 解消目標面積 2 h a に対し、11 ページに移り、解消実績面積 0.4 h a で、達成状況は 20%です。新規発生分は解消目標面積 4.2 h a に対し、解消実績面積 0.2 h a です。(3)新規参入の促進 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積 目標 14.3 h a としておりましたが、所有者から公表に対する同意は得られませんでした。

2 最適化活動の活動目標 (2)活動強化月間の設定は目標 2 回に対し実績 2 回でした。13 ページをご覧ください。(3)新規参入相談会への参加は目標 1 回に対し実績 1 回でした。

総合的には、死亡・離農等による集積面積の減により目標に対して期待を下回る結果となりました。

14 ページをお開きください。Ⅲ 事務の実施状況ですが、総会の開催実績、農地法第 3 条に基づく許可事務、意見を付して知事へ送付した農地転用に関する事務、違反転用への対応を記載していますので、また、ご一覧ください。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 議案第 11 号につきまして、原案のとおり承認いたします。

次に議案第 12 号「令和 6 年度農業委員会決算報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局 15 ページをお願いいたします。「議案第 12 号 令和 6 年度農業委員会決算報告」についてご説明いたします。

1 歳入です。農業委員会交付金等特定の歳入、決算額 6,151,670 円。歳入決算額は歳出額に合わせ 29,079,542 円。差引 22,927,872 円が一般財源となります。2 歳出。一番下の計の欄、予算額 32,147,000 円に対し決算 29,079,542 円で執行率は 90.5%でありました。

以上で、説明を終わります。

議長	<p>議案第 12 号の説明が終わりました。</p> <p>令和 6 年度の決算につきましては、市の監査委員の監査を受ける事になっておりますので、監査報告は省略させていただきます。</p> <p>議案第 12 号につきまして、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
全員	(なし)
議長	承認することにご異議ありませんか。
全員	(異議なし)
議長	<p>「議案第 12 号 令和 6 年度農業委員会決算報告」につきまして、承認いたします。</p> <p>次に議案第 13 号「令和 7 年度農業委員会事業計画 (案)」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、16 ページをお開きください。議案第 13 号 令和 7 年度農業委員会事業計画 (案) についてご説明いたします。</p> <p>1 基本方針を掲げております。</p> <p>2 一般活動 3 総会 18 ページ 4 その他の業務において、それぞれの活動計画を掲げております。</p> <p>19 ページをお願いします。</p> <p>「5 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等」についてです。</p> <p>I 令和 7 年 4 月 1 日現在の農業委員会の状況を掲載しています。</p> <p>20 ページをお開きください。II 最適化活動の目標、1 最適化活動の成果目標、</p> <p>(1) 農地の集積、②目標は、今年度末の集積面積 1,000ha。としています。</p> <p>(2) 遊休農地の解消、②目標は、ア既存遊休農地の内 a 緑区分について 2 ha 解消としております。設定面積は、米印にあるように令和 3 年度の緑区分の遊休農地の 5 分の 1 の面積となります。黄区分について解消のための工程表の策定方針については、「土地の状況ごとに解消の方針を検討する」としてしております。</p> <p>イ新規発生遊休農地の解消目標面積については、4.1ha。これは、前年度に新規に判明した緑区分の遊休農地について今年度全てを解消することを目標とすることを国に求められているのでそのとおり設定しております。</p> <p>21 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進について、②目標は、権利移動面積過去 3 か年平均の 1 割 14.8ha を「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」と設定しております。</p> <p>2 最適化活動の活動目標として (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標として、国が月平均の活動日数の最低限としている 6 日としております。最適化活動を行う農業委員の人数は、23 人としています。これは、中立委員を除い</p>

た人数としております。農地利用最適化推進委員は、20人全員としております。

(2) 活動強化月間の設定目標として、8月①農地の集積。内容は、「農業次世代人材投資事業受給者の定期面談の際に、耕作面積拡大希望等に適切に対応する。」。8月～11月②遊休農地の解消。内容は、「農地パトロールにより農地の状況を確認し、遊休農地の解消に努める。」としております。

(3) 新規参入相談会への参加目標については、「新規就農希望者、市、県、JA担当者、4者により随時行われる新規就農相談会に1回以上参加することを目標としております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全員 (異議なし)

議長 議案第13号につきまして、原案のとおり決定いたします。
次に報告第10号「令和7年度農業委員会予算について」、事務局の説明を求めます。

事務局 22ページをご覧ください。報告第10号につきましては、既に令和7年第2回今治市議会定例会において原案どおり可決された令和7年度今治市一般会計予算の内、農業委員会に係る予算について掲げております。1歳入は、特定財源として、本年度予算額6,020,000円、内訳は農業委員会交付金等。歳入予算額計は、歳出に合わせ32,860,000円、差引26,840,000円を一般財源としております。2歳出予算計、前年度32,147,000円に対し、本年度32,860,000円、となっております。必要な予算を確保しています。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。

全員 (なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。
本日予定しておりました議案審議は、以上をもちまして終了いたしました。
せっかくの機会でございますが何かございませんか。

事務局 | (松原 連絡)

全員 | (意見なし)

議長 | 他にございませんか。
特にないようですので、閉会します。総会の運営にご協力いただきまして、ありがとうございました。
ここで、一旦、マイクを事務局にお返しいたします。

事務局 | 事務局から連絡事項がございます。
次回 6 月の総会ですが、これは農地法関係の議案審議となりますので、ご案内は農業委員さんのみになります。
日程につきましては、令和 7 年 6 月 10 日火曜日 午後 2 時から、今治市役所第 2 別館 11 階特別会議室 1 号 2 号で開催いたしますので、よろしく願いいたします。
なお、この後、直ちに「今治市農業委員会互助会総会」を開催いたしますので、引き続きご協力の程、よろしく願いいたします。

次回：令和7年6月10日 火曜日 午後2時00分から

今治市役所第2別館11階特別会議室1号、2号

以上、議案審議の内容を記載し、その相違ない事を証する為ここに署名します。

会 長

委 員

委 員